

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）に関するQ & A【特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業関係】

（令和2年5月26日版）

厚生労働省

保険局 医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室

目次

1 総論

- 1-1 「特定健康診査等」の「等」には何が含まれるのか。また、「その他の保健事業」の具体的な内容は何か。それぞれ、事業主に義務づけられている定期健康診断は含まれるのか。
- 1-2 特定健康診査と定期健康診断を一体的に実施している健診についての取扱いはどうすればよいのか。
- 1-3 本通知に従わなかった場合に罰則等はあるのか。

2 記の第1の2について

- 2-1 第1の2の(1)の対象となる「特定健康診査等」とは、具体的に何か。また、第1の2の(2)の対象となる「保健事業」とは、具体的に何か。
- 2-2 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断」とあるが、どういうことか。
- 2-3 「特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること」とあるが、どういうことか。
- 2-4 「保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと」とあるが、どのように行うのか。
- 2-5 「保険者協議会の仕組み等を活用して」とあるが、どういうことか。
- 2-6 「延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること」とあるが、別の機会としていつまでに特定健康診査等を実施する必要があるのか。

3 記の第3の2の(1)について

- 3-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。
- 3-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういうことか。
- 3-3 「控えること」から「延期すること」と表現が変わったが、緊急事態宣言の対象地域における取扱いを変更する必要があるのか。
- 3-4 「特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合」とあるが、どのような場合か。
- 3-5 緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関や保険者が緊急事態宣言の対象地域外に出張して実施するような特定健康診査等の扱いはどうすればよいのか。
- 3-6 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。
- 3-7 中止することとしていた特定健康診査等について、周知が間に合わなかった等

の事情により、実施された場合に費用請求等はどのようにするのか。

3-8 特定健康診査等を行わないこととした場合に、医療機関等と保険者の間でキャンセル料等が発生するのか。また、補償は行われるのか。

3-9 特定健康診査等について、緊急事態宣言の対象期間における特定健康診査等の予約を行っていた場合、その予約を取り消さなければいけないのか。

3-10 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

4 記の第3の2の(2)について

4-1 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること」とあるが、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、集団で実施するものについては全て延期する必要があるのか。

1 総論

1-1 「特定健康診査等」の「等」には何が含まれるのか。また、「その他の保健事業」の具体的な内容は何か。それぞれ、事業主に義務づけられている定期健康診断は含まれるのか。

(答)

「特定健康診査等」は令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(以下「本通知」という。)の第1の2の(1)で示している特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査をいいます。

また、「その他の保健事業」は、例えば、保険者が加入者のために行う各種健(検)診、保険者が加入者のために行う健康のためのセミナーや個別の保健指導等をいいます。

このため、いずれも、事業主が行う定期健康診断等は含んでいませんが、特定健康診査と定期健康診断を一体的に実施する場合の取扱いについては1-2をご参照ください。

1-2 特定健康診査と定期健康診断を一体的に実施している健診についての取扱いはどうすればよいのか。

(答)

1-1でお示ししているとおり、「特定健康診査等」には事業主が行う定期健康診断等は含まれていません。

そのため、事業主が行う定期健康診断との調整につきましては、本通知の第1の4及び第3の4において事業主が行う定期健康診断等の内容が示されておりますので、こちらも参照いただき、ご対応いただくようお願いいたします。

1-3 本通知に従わなかった場合に罰則等はあるのか。

(答)

本通知に従わなかった場合でも、罰則が科せられたり、行政指導等が行われたりすることはありません。

本通知は緊急事態宣言の解除等を踏まえて特定健康診査等を適切に実施していただく際の留意事項等について通知するものです。

2 記の第1の2について

2-1 第1の2の(1)の対象となる「特定健康診査等」とは、具体的に何か。また、第1の2の(2)の対象となる「保健事業」とは、具体的に何か。

(答)

第1の2の(1)の対象となる「特定健康診査等」は、『緊急事態宣言の対象地域に居住

する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等』以外の特定健康診査等をいいます。

また、第1の2の(2)の対象となる「保健事業」は、『緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業』以外の保健事業をいいます。

2-2 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断」とあるが、どういうことか。

(答)

地域によって、感染者数や感染者の増加状況等の感染状況が異なるとともに、地域独自の感染拡大防止策を講じている場合もあるため、これらの状況も考慮した上で実施方法や実施時期等を判断していただきたいという趣旨です。

2-3 「特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること」とあるが、どういうことか。

(答)

医療機関等によっては、新型コロナウイルス感染症対策等に医療資源を大きく割いている場合もあると考えられるため、特定健康診査等の実施の検討に当たっては、医療機関等と十分に調整の上、医療機関等の状況を踏まえて方針を決定していただきたいという趣旨です。

2-4 「保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと」とあるが、どのように行うのか。

(答)

特定健康診査等の対象者に対し、それぞれの特定健康診査等の実施方針（実施方法や時期等）について、個別連絡やホームページへの掲載等の方法により保険者から加入者に対して連絡するようにしてください。この際、医療機関等で特定健康診査等を実施する場合には、加入者に対し受入が可能な医療機関等の情報等を周知することが望ましいと考えられます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関等の負担が増大していることから、医療機関等に負担をかけるような方法はできる限り避けてください。

※ 保険者と医療機関等が合意の上で、医療機関等から連絡を行うことを妨げるものではありません。

2-5 「保険者協議会の仕組み等を活用して」とあるが、どういうことか。

(答)

一般に、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る集合契約については、各都道府県の保険者協議会において調整が行われています。

そのため、本通知を受けた対応におかれても、保険者協議会のネットワークを活用して、調整等を行ってください。

また、各々の情勢を踏まえ、保険者協議会を開催するのではなく、電子メール等による連絡により調整を行うことも考えられます。

2-6 「延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること」とあるが、別の機会としていつまでに特定健康診査等を実施する必要があるのか。

(答)

特定健康診査及び高齢者健康診査については、今年度実施する予定のものを延期する場合には今年度中に実施していただくようお願いいたします。また、特定保健指導については、地域における感染の状況や実施方法を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で適切な時期に実施していただくようお願いいたします。(第3の2の(1)のエについても同様。)

3 記の第3の2の(1)について

3-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期していただくよう要請していますが、これはいわゆる「三つの密」(※)のある場では感染拡大のリスクが高まることから、そのような場での特定健康診査等の実施を原則として延期していただきたいという趣旨です。したがって、「集団」か「個別」については、「三つの密」が生じる環境かどうかという観点で判断をいただくようお願いいたします。

※ ①密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)

②密集場所 (多くの人が密集している)

③密接場面 (互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

という3つの条件

(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年5月25日変更))

3-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういうことか。

(答)

緊急事態宣言の期間内においては、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、集団で実施するものについては、原則として、その実施を緊急

事態宣言の期間後に延期していただきたい旨要請するものです。

なお、「原則として」としているのは、緊急事態宣言の期間内であっても、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、第2に特に留意の上、集団での特定健康診査等を実施しても差し支えないという趣旨です。

3-3 「控えること」から「延期すること」と表現が変わったが、緊急事態宣言の対象地域における取扱いを変更する必要があるのか。

(答)

他健診の取扱いとの間で表現を揃えるために改めたものであり、趣旨は以前と同じであるため、緊急事態宣言の対象地域における取扱いを変更する必要はありません。

3-4 「特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合」とあるが、どのような場合か。

(答)

例えば、特定健康診査を長期間実施しないことで、対象者の疾病の早期発見に支障を来すと判断される場合や、特定保健指導の対象者の症状が悪化する危険性が高いと判断される場合等が考えられます。また、契約等との関係から、特定の期間に集団での特定健康診査等を行わなければ、その後長期間特定健康診査等を実施できなくなることが見込まれる場合等が考えられます。

なお、「特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合」の検討にあたっては、特定健康診査等の対象者からの受診の希望の申出等の情報を参考にしていただくことも考えられます。

3-5 緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関や保険者が緊急事態宣言の対象地域外に出張して実施するような特定健康診査等の扱いはどうすればよいのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関や保険者が検診車等を用いて、緊急事態宣言の対象地域外で実施する特定健康診査等については、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、「緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等」と同様に取り扱っていただくようお願いします。

3-6 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

(答)

個別で実施するものについては、「三つの密」の条件がない場において行われるもの

が前提ですので、特定健康診査等を実施していただくことも可能ですが、その実施の可否については、感染拡大防止等の観点を踏まえ検討し、関係者や実施機関等と相談しながら判断をしていただきたいという趣旨です。なお、例えば、「三つの密」を避けた環境下において対面で行う特定健康診査等、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導は、個別で実施するものでありその実施方法を踏まえれば行うことができると考えられます。

3-7 中止することとしていた特定健康診査等について、周知が間に合わなかった等の事情により、実施された場合に費用請求等はどのようにするのか。

(答)

医療機関等が契約上実施することとなっている特定健康診査等を実施した場合には、保険者は通常どおり支払等を行わなければなりません。

3-8 特定健康診査等を行わないこととした場合に、医療機関等と保険者の間でキャンセル料等が発生するのか。また、補償は行われるのか。

(答)

キャンセル料が発生するか否かについては、医療機関等と保険者の間の契約においてどのような扱いとしているかを確認してください。

なお、キャンセル料が発生する場合等における国の財政上の支援については考えていません。

3-9 特定健康診査等について、緊急事態宣言の対象期間における特定健康診査等の予約を行っていた場合、その予約を取り消さなければいけないのか。

(答)

緊急事態宣言の対象期間における特定健康診査等の受診について予約を行っていた場合、これを直ちに取消す必要はなく、保険者及び医療機関等の合意の下で、受診を希望した加入者について実施することは差し支えありません。

ただし、そのような特定健康診査等を受診する場合・実施する場合であっても、本通知の第2に留意し、新型コロナウイルス感染症の感染対策等を講じていただくようお願いいたします。

3-10 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

(答)

本通知は、緊急事態宣言の対象地域とそれ以外の地域における特定健康診査等の実施の取扱いについて通知するものですので、「特定（警戒）都道府県」、「感染拡大注意都道

府県」、「感染観察都道府県」で取扱いを変えるようお願いするものではありません。

一方で、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において、3つの分類のそれぞれにおける一般的な感染対策が示されていることから、これを踏まえて対応していただくようお願いいたします。

4 記の第3の2の(2)について

4-1 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること」とあるが、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、集団で実施するものについては全て延期する必要があるのか。

（答）

保険者が行うその他の保健事業については、その実施方法等について柔軟に対応できると考えられますので、実施する場合には集団で実施いただくのではなく、「三つの密」を避けるよう個別での実施を検討いただくようお願いいたします。